

客引き行為等対策の現状等及び客引き行為等禁止地区について

1 巡回指導員の活動状況

- (1) 体制 巡回指導員 6 名（主任指導員 1 名、指導員 5 名）
- (2) 時間帯 基本週 5 日午後 6 時～午前 1 時（うち 1 時間 15 分休憩）の勤務



(3) 規制開始後の条例に基づく指導等の状況（令和 2 年 1 月末現在）

- ア 口頭指導 59 件（禁止行為を行った者：47 件、禁止行為をさせた店舗等：12 件）
- イ 書面指導 6 件（禁止行為を行った者：4 件、禁止行為をさせた店舗等：2 件）
- ウ 口頭警告 2 件（禁止行為を行った者：1 件、禁止行為をさせた店舗等：1 件）
- 計 67 件（禁止行為を行った者：52 件、禁止行為をさせた店舗等：15 件）

※注意喚起 828 件

条例上の指導対象外であるチラシ配り等の際して県警の道路使用許可を得ていない、もしくは道路使用許可要件に該当しない者、また客引き行為等が疑われる者や過去に条例上の指導歴がある者に対して、客引き行為等禁止地区内で客引き行為等をしないように注意喚起をしている。

(参考) 月別の指導等の状況

客引き行為等の指導等件数（2019年4月～2020年1月）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
指導	口頭指導	7	7	14	13	2	1	2	8	1	4	59
	書面指導	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	6
	小計	7	7	14	18	3	1	2	8	1	4	65
警告	口頭警告	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
	書面警告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
行政指導合計		7	7	14	19	4	1	2	8	1	4	67
注意喚起		176	119	76	55	47	77	72	66	80	60	828

2 客引き行為等禁止地区について（実態調査を実施）

（1）客引き行為等禁止地区の状況

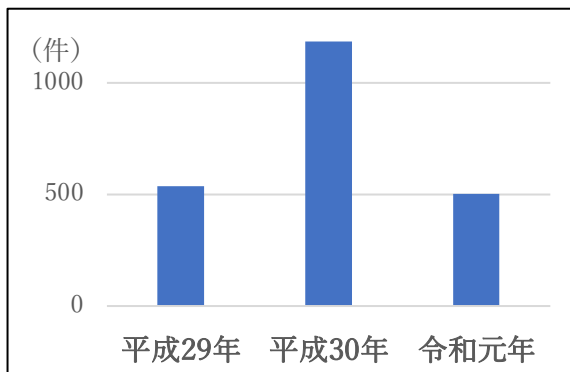
- ア 2年とも、最も客引き行為者等が多かった場所は、下通アーケードの銀座通りを挟んだ区域。
- イ 上通アーケード、並木坂、上ノ裏周辺は、昨年から客引き行為者等はいない。

（2）客引き行為等禁止地区以外の状況

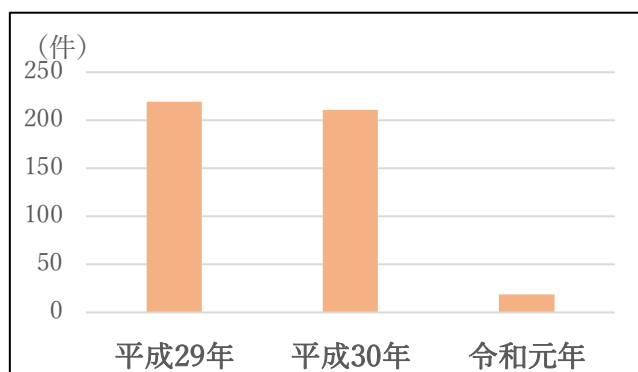
- ア 桜町周辺 : 桜町周辺を調査するも客引き行為等の実態無し。県警においても通報等無し。
- イ 熊本駅周辺 : 熊本駅周辺を調査するも客引き行為等の実態無し。県警においても通報等無し。
- ウ 健軍商店街周辺 : 健軍商店街周辺を調査するも客引き行為等の実態無し。県警においても通報等無し。

3 客引き行為等に関する苦情等の状況

（1）県警への客引き 110 番通報



（2）県警における料金トラブル対応



（3）熊本市への通報数

令和元年（4月～12月）：118件（電話69件、メール45件、来課等4件）

4 現状の課題・対策

課題	対策
（1）チラシ配り行為から客引き行為等に発展し、禁止行為に抵触する時点の見極め	客引き行為に及ぶ可能性のあるチラシ配り行為を、その付近に一定時間駐留して注視することで、行為の変化を見逃さないようにする対応を取っている。
（2）巡回指導の隙をぬって客引き行為等におよぶ者への対応	業種によって客引き行為等の見られる時間と場所がある程度判明しているため、該当する時間帯や場所での駐留や巡回を重点的に行うことで、できる限り隙がないように対応をしている。
（3）特定の店舗に属さないフリーの客引き行為者への対応	フリーの客引き行為者による客引き行為を現認した際、お客を店まで案内したことを確認した上で客引き行為者に対して指導等を行うとともに、客引き行為者が案内した店舗を、その関連店舗であるとしてあわせて指導等を行うことで対応している。
（4）客引き行為者が入れ替わっていくことへの対応	客引き行為等が疑われる者に対しては、客引き行為等の現認がなくとも、客引き行為等を行ってはいけない等の注意喚起を積極的に行うことで対応している。

5 関係機関等との連携状況

(1) 熊本県警察との連携

- ア 繁華街特別対策室と市巡回指導員とで巡回状況を相互に確認している。
- イ 警察官が客引き行為等を現認して、巡回指導員が指導等を行う。
- ウ 地区防犯協会発行の地域安全ニュース等を通じた客引き禁止行為等の周知

(2) 地元商店街、熊本市防犯モデル地区推進委員会等との連携

- ア 熊本市中心市街地における客引き対策協議会等の民間団体の協力を得て、下通の吊り下げ看板に条例を周知する広報を掲示
- イ 客引き行為等が多くみられる下通アーケード内においては、客引き行為等の禁止に関するアナウンスをさせていただいている。
- ウ 道路使用許可申請の際に必要な下通繁栄会の同意書交付に際して、ビラ配りに乗じて客引き行為等を行わないようにとの注意喚起や夜間配布の時間の制限をされている。
- エ 毎月1回の夜間繁華街パトロールにおいて、客引き行為等の禁止に関する周知を行っている。

6 市民等への周知

(1) 市政だよりでの周知

- ア 平成31年(2019年)2月、3月号に条例の内容、禁止地区等について周知
- イ 令和元年(2019年)12月号に客引き行為等の禁止についての記事を掲載して周知

(2) 市ホームページでの周知

- ア 平成31年(2019年)3月に条例の概要や禁止地区を掲載して周知
- イ 令和元年(2019年)12月に客引き行為等の禁止についての記事を掲載して周知

(3) テレビ・ラジオ・新聞での周知

- ア 市政情報テレビ・ラジオ番組等で条例の概要や禁止地区について周知
- イ 条例啓発動画をテレビのCM放映及び夕方の情報番組で条例について特集化
- エ 新聞広告で条例の制定等について周知

(4) 大学生等の若者に対し、大学等に配布されるフリーペーパーに条例周知の記事を掲載等して周知

(5) 中心商店街での周知

- ア 中心商店街に設置したポイ捨て禁止等の啓発看板に、本条例の禁止地区の情報もあわせて記載
- イ 規制開始前に、継続して客引き行為等が多く行われている個所にエア看板を設置
- ウ 平成31年2月1日から市職員と県警、地域団体と連携して、毎週金曜日の夜間に中心商店街各所で通行人や店舗、客引き行為等を行っている者に、条例周知のチラシ配布を継続して実施
- エ 平成31年3月1日に、夕方から中心商店街において条例周知のパレードを実施
- オ 条例啓発動画を商店街内の5ヶ所のビジョンで放映



(6) 食品衛生上の許可を行う保健所の窓口や風俗営業等の許可等を行う県警の窓口にチラシを設置し、新規店舗等の営業業者に対してチラシを配布

(資料) 客引き行為等実態調査結果

1 客引き行為等禁止地区の状況

条例制定前の平成30年と条例制定後の令和元年に調査を行い、客引き行為等を行う可能性があると思われる者（道路使用許可を得てチラシ配布している者を含む）を目視計測した。

●調査日 平成30年〔平日：平成30年10月24日（水）、週末：平成30年11月2日（金）〕

令和元年〔平日：令和元年9月19日（木）、週末：令和元年9月13日（金）〕

	17時半～18時半				19時半～20時半				21時半～22時半			
	平成30年 (2018年) A	令和元年 (2019年) B	増減 B-A		平成30年 (2018年) A	令和元年 (2019年) B	増減 B-A		平成30年 (2018年) A	令和元年 (2019年) B	増減 B-A	
平日人数	18	13	△ 5	-28%	44	15	△ 29	-66%	94	45	△ 49	-52%
週末人数	45	21	△ 24	-53%	86	28	△ 58	-67%	143	68	△ 75	-52%

	23時半～24時半				25時半～26時半				増減率 平均
	平成30年 (2018年) A	令和元年 (2019年) B	増減 B-A		平成30年 (2018年) A	令和元年 (2019年) B	増減 B-A		
平日人数	75	37	△ 38	-51%	51	25	△ 26	-51%	-52%
週末人数	117	55	△ 62	-53%	88	50	△ 38	-43%	-54%

○条例制定前と条例制定後を比較すると、平日52%減少、週末54%減少と半減している。

○カラオケは少なく、マッサージはほとんどいない。

○居酒屋は、17時30分頃～22時30分頃までが多く、それ以降に減少する。

○ガールズバー、キャバクラ等は、21時30分以降に増加する。